

近世後期の村継ぎをめぐる問題

後藤重巳

一、はじめに

近世期の各地各種史料の内に、いわゆる「村継ぎ」に関する記事が散見することは、すでに周知されていることである。

この「村継ぎ」とは、行路旅者が旅中で病み、歩行困難となった場合、もしくは死去した場合に、病者本人や残された荷物を、「在所」まで村から村へと順次、運送する制度であり、「村送り」などとも呼ばれている。

しかし、その制度の実態については、これまで詳細に論じられたものもなく、早急な究明が待たれるところである。

この実態不明な制度が、幕藩体制の中で幕令によって指導事項とされ、かなり頻度高く所見されるにもかかわらず、等閑にされている現状にある時、若干まとまった史料に触れ得る機会に直面したので、史料を提示し、考察を加え、問題を提起したいと思う。

二、村継ぎに関わる幕令

幕府は、享保十八年五月、諸国に対して、旅中の病人・倒死者の扱
いについて、通達を^①発した。やや冗長になるが、その主要部分を引用する。

旅人病人有之、其者之在所相知候ハバ、遠国ニ候共早速申遣、親類縁者又ハ所之者罷越、引取度旨申候ハハ、証文取可相渡候、

然共当分之病氣、早速快氣も可致体^ニ候ハハ、於其所随分遂養育、快氣次第出立可致候、其節此方え之注進、病人出立之後、宿継を以可申聞候、早速快氣難得か、重キ病氣^ニ候ハハ、其者之在所え早々申遣、此方^五も早速可致注進候、倒死之者ハ、懷中^ニ国所書付等も有之候ハハ、其在所え申遣、親類縁者所之者罷越、死骸望次第可任望候、此方^五えも早々注進可申候、在所書付等無之、不相知候ハハ、其所^三三日晒置、病人之様子書付候て札建置、土葬^ニ取納、尤此方^五も右之訳を以可申聞候（下略）、

この法令の終局的趣旨は、行旅者の在所帰属主義の完徹にあり、普遍化する旅行盛行の現象にあつて、行旅者の保安と在所への移送を保証しようとしたものであった。この法令は、三年後の享保二十年正月、内容に若干の改正を加えて再達^②された。

周知の様に、農民の他出は、農耕に支障ないこと、穀留期でないこと、年貢を皆済すること、往来手形を所持することなどを条件に、正式な手続を得れば可能となり、それ以外は無断他出とされた。

しかし、史的事実を見る限り、無断他出の事例は際限なく、幕府や藩はその対応に大きく苦慮したところであった。

いづれにしろ、こうした行旅の盛行する風潮のなかで、旅人の病氣・倒死、他国者の病死などの処理には、所詮、強い関心を抱かざるを得なかつた。

農民が、在所を離れて遠近の地方に向かういわゆる「他出」は、幕

府や藩の強く戒めるところであったが、農民が、寺社参詣・廻国^③・出稼ぎなどの目的の元、長短期に亙つて他出する例は、前代をしのいで盛行することになり、行旅者の事故の頻発度も当然高まり、それに対応する施策として、先に見た享保期の幕令が発せられたものと考えられる。

明和四年十二月、幕府は、先の禁令の更なる徹底をかんがみ、内容の詳細な以下の如き触を^④発した。以下本条全文を掲げる。

東海道・中仙道・甲州道中・奥州道中

右宿々旅籠屋は勿論、脇往還其外之村々にて、宿を取候旅人煩候はば、其所之役人立会、医師を懸療治を加置、其旨、御料は、御代官、私領地は領主地頭へ相届、五街道は道中奉行へも宿送を以致注進、右旅人早速快気無之趣ニ候はば、其もの在所之村役人等へ申遣、親類呼寄対談之上、可任存寄、若療養も不加、宿継村継杯にて送出候儀頭においては、五街道は旅籠屋問屋年寄、其余之村々は、致宿候もの村役人共へ、急度御仕置可申付候、

一、右之外、通り懸相煩候旅人も、其所之役人立合、医師を懸療養を加、勿論懐中に往来手形有之候哉相糺、御料は御代官、私料は領主地頭へ致注進、右病人早速快気無之趣にて、在所へ帰度候得共、路用貯無之間、送届呉候様申候はば、書付取之、其最寄支配之役所有之候はば訴え指図を請、又は支配之役所無之場所は、其旨致注進置、所役人共得と遂相談、右病人頼之趣認相添、次村へ駕籠にて送、夫より次之村々にても病人之様子次第服薬為致、同様取計、在所へ可返遣、

但、旅人申立候在所へ送届、万一其在所之ものに無之候はば、不取逃様其所に留置、其筋へ可訴出、

一、途中にて相果候はゞ、次村へ不継送、支配之役所より致注進、其所にて仮埋にいたし置、其者之在所親類村役人へ懸合候上、其所に葬候共、望に任べし、若道心者廻国之類杯、懐中に何国にて

相果候共、其所へ葬候様、本寺触頭、其所之寺院或親類等、慥成書付有之候はゞ、支配之役所へ訴え、在所へ相届不及、其所へ可取置、勿論最初より行倒相果罷在候節之取計も同様之事、右之通相心得べし、万一療養も不加、或内々にて於継送ニは、是又急度御仕置可申付候、

一、都て右類之諸人用は、享保廿卯年五街道へ相触候通、病人又は在所より差出候はば格別、無左候はば、宿割村割に致べし、(以下略)

右の触は、五街道をはじめ、諸宿におけるいわゆる「宿継」及び「村継」について、享保度の法令の趣旨を、更に具体的に条文化したものであり、この期に至って新しい対応策が必要になったものと考えられる。

このうち「宿継」については、近世期交通制度史の面から相当濃度の研究成果を共有しておるので、本稿では、「村継ぎ」の問題について焦点を当てる。

三、村継ぎに関わる法的事例

肥前島原藩の豊前豊後国内飛地たるいわゆる「豊州領」五組は、総計九十九ヶ村から成り、五組には、それぞれ大庄屋が置かれ、組村の政務を執っていた。そのうち、橋津組大庄屋の執務録「執腕録」^⑤は、大庄屋の組支配に関わる執務の万般について、過去の事例を列挙した判例録であるが、項目中には継送(村継)に関する幕令や、継送りについてかなり多くの事例が示されている。

すなわち、「旅人病氣付候節死取計ニ付御触之事」では、「明和五年三月、公儀御触御役所出、村方申触置条」として、明和四年十二月の幕府の触書の全文を記載し、外に、

(1) 一、旅人病氣付相果候節取計之事、

(2) 一、行倒者并溺死取計之事、

(3) 一、旅人病氣ニ付、村継婦村願継立候取計向之事、

(4) 一、無往来ニて他出、致病死候節被仰付候事、

(5) 一、送り者相果候節、取計向之事、

などの項目事例が見られる。

(1) は、天保六年二月、筑前早良郡山田村吉蔵が、行旅中に発病豊前国宇佐郡橋津山村の友吉方で止宿加療、医師玄庵の診断・病死の経緯について記し、吉蔵所持の寺往来によって在所村に問い合わせた結果、在所村方から該当村方の者ではないとの返書を得て、山村村内に仮埋し、その身元探索のため、往還筋に「建札」をしたという具体的事例を記録したものである。

(2) は、行旅の途中、行倒になる者も多く、当項目によると、「近例は、天保五・八・九にも有之候、弘化三丙午八月十一日、金丸村へ有之候」として、往来手形所持・不所持それぞれの場合の詮議の仕方について様式を示し、不所持者の場合の建札の書式などについて、具体的に指示した内容。

溺死者・縊死者についても、発見者の口書の取り方、死骸の状態・死者の身分の確認の方法をはじめ、死骸の処置などについて詳細に指示、特に自然死か故意の死人かなどの区別の確認を強調している。更にこの項では、天保七年八月の、組内山村大賀多古池での相対溺死事件、天保八年六月十四日の、組内辻村津池での溺死事件などの具体例を挙げているが、後者の場合、溺死人は、領内長洲組金屋村の喜右衛門であったが、彼の死体には、切疵・打疵・摺疵など多数見受けられたにもかかわらず、彼が素行悪く「除帳者」であったため、喜右衛門家内・組合・村役人は「構なし」と判定された具体例が示されている。ここにヒナ形、事例として掲げられた行倒者・溺死者・縊死者の処理等の事例は、即「継送」とは必ずしも直結するものではないが、先に見た幕令の内容に関わる度外視できない事例となる。

(3) 本項は、継送りそのものの事例を掲げている。

冒頭の「先例度々継立候得共、略」の記述が注目されるが、事例としては、天保八年三月の豊後国内高松預所領速見郡並柳村庄助が、橋津組辻村から継立(継送始)られた事例、同年六月、豊後杵築領伊美村の芳蔵が、山村から村継ぎになった二例があげられている。

天保八年三月二十七日、幕領預所速見郡並柳村の庄助(六十三才)が、四国鉢開の途次、宇佐郡辻村で病煩、村継婦村を願ひ出た。彼は旦那寺真宗見城寺の往来手形を所持、疑う点はなかった。辻村庄屋良蔵は、大庄屋の指示を受け、これを処理、庄助を継送った。その折の送状の文末には、「同人所持、着用之台書相添、差出申候間、国元居村迄、村々町々乍御世話、御継送被遣、且、食事及暮候ハハ、一宿等御心添被成度」と記し、本事例は、行旅病煩者発見・詮議の経緯・継送手続などに関して、一切の様式をほぼ完全に備えている。

続く同年六月の国東郡伊美村芳蔵は、往来手形不所持、しかも在所申立虚疑の事例である。すなわち、同年六月「作問稼」として出村中の伊美村芳蔵は、同月十七日、橋津組有宇で病煩中を保護され、無往来であったため、本人の口述によって、伊美村在所の者と分った。本人の願ひにより、山村から同月十日、村継ぎ婦村さすべき旨、伊美村庄屋に書信を遣したところ、同村からは、「伊美村之者ニては無之」段、返答が来た。山村では、芳蔵から生国居村などについて、再度聴取しようとしたが「素聲ニて大病故、言語も相分り不申、弥容体悪敷き」状態のうち、七月一日に死去した。以下、生国居村も不明のまま、村内に仮埋し、建札をしたというものである。

(4) 項は、本論中に史料として引用する天保三年、橋津組岩崎村順吉の妻子継送りの事例、(5) も同じく日向国赤井郡由村の藤助の一件を詳報したものである。

以上は、「執腕録」に収載される行旅者の村継ぎに関する項目及び内容について概観したものである。

「橋津組大庄屋日記」によると、天保四年八月十五日、橋津組では、

後見高田八郎治が、大庄屋元に組内の庄屋を招集し、村役執務の件で用談を行った。その折の確認事項の一条に、村送仕法に関する一項が含まれている。

村送之者参候ハハ、神領宇佐々参候軟、高森村々参候軟聞札、橋津软和木村软参候処聞置、早速届出候様、荷物斗ニても届出候様、尤、始之村と終之村と届出候事、

これによると頻発する村継ぎに際し、上方（小倉方面）に当たると他領神領宇佐村方面からか、もしくは、自領内他組の長洲組高森方面からかいずれの方面から継送り来たか、加えて、いずれの方面に継送るかを確認し、組内諸村の継ぎ始まり村、及び継ぎ終りの村からの届出を要請するものであった。

以上、「村継ぎ」について、島原藩豊州領の史料を主体に、仕法や事例を見て来たが、その他諸藩の法令の内にも、無断参宮の禁止、領外への無断他出を禁止する条項などとともに、幕令の趣旨を請けて、継送りに関わる条目も散見する。

例えば、豊後杵築藩では、明和四年十二月の幕令を、御郡所の名をもって領内に触れ、その他「行衛不知者」の継送り、往還人の無事往来、滞宿・送出などに関わる法令が、各所に散見する。

また、豊後岡藩の宝暦四年「定書」にも、
一、行衛不知者、往還へ手負罷在候か又ハ死人等有之刻ハ見合次第番人付置、早々可訴出候事、附、右躰之者、大病にて往還ニ伏居候ハ

年	代	在所・氏名	用 途	継立・継送・処理地
文化十一年	六月	高田村助右衛門	諸国回国途次	美作英田郡檜原下村
十五年	二月	同人	継送帰村	
文政二年	八月 八日	無宿嘉兵衛	公儀手配書	
八年	四月 四日	博多祇園町庄助	寺社参詣途次	杵築石丸村より
九年	正月廿四日	御料荒木村甚右衛門	袖乞途次	高田組草地村
	三月 三日	肥後八代武右衛門ら	出雲参詣途次	宇佐郡金丸村
	三月廿五日	長崎福濟寺弟子智静	回国途次	杵築石丸村より
	九月廿七日	筑後柳川大井村周蔵	不明	国東郡岩戸村より
	九月廿七日	豊前中津敷田村嘉平	回国途次	延岡領庄屋村より
	十月十九日	江戸麹町菊屋竹五郎	回国途次	宇佐郡江熊村より
天保四年	二月	長洲善五郎	日雇稼病気	筑前鞍手郡延村
	三月十三日	岩崎村順吉親子	寺社参詣途次	播磨明石・周防福川
	四月 一日	同 一件		
	四月廿五日	同 一件		
	五月 五日	豊前辻村せい親子ら	寺社参詣途次	周防小郡・嘉川村
	五月 六日	同 一件		
	六月 九日	同 一件		
	六月十一日	国東郡木部村幸助	西国巡礼途次	安芸佐伯郡大野村
	六月十二日	国東郡横手村為蔵夫婦	西国巡礼途次	肥前有田郡湯浅村
	六月十六日	せい・よし・しう一件		(組合一同叱り)
	八月 八日	速見郡石松村まつ	善光寺参途次	安芸豊田郡田野浦村
	十一月 三日	国東郡股見村周助	社寺参拝途次	筑前粕屋郡尾仲村
六年	二月十六日	筑前早良郡山田村吉蔵	寺社参拝途次	豊前宇佐郡山村
七年	八月 五日	上来縄村兼四郎	相对溺死事件	同
八年	三月廿九日	速見郡並柳村庄助	旅人病気	辻村
	六月十九日	国東伊美村芳蔵	無手形病気	山村
九年	十二月十三日	日向赤井郡由村藤助	旅人死者中継	同 岩崎村

第1表、「村継ぎ者」の登場一覧

八、居所相尋、国寇 早々送届可申候、所之医師ニ申附、薬等為給可申事、

とあり、幕令の趣旨徹底方を命じている。

三、村継ぎに関わる確執

前表は、十九世紀前半期の宇佐郡東部島原領橋津組を中心とした地域における旅人村継（継送）に関わる史料を一覧したものである。

この種史料は、必ずしも地域的に網羅、年代的に累年性ある分布を示すものではなく、島原藩豊州領の大庄屋日記の残存する年次分などから抽出したものであり、一見、やや普遍性を欠く感も少なくないが、反面、限られた期間、限られた地域内に、同一性格の史料がかくも多く見られることは注目に値するところである。

表中、文政二年八月の史料は無宿犯科者の公儀人相書であり、参考までに加えた。

他の村継送り者の内には、飛地領の諸村を「在所」として、村継ぎで帰村した者、又は、近隣を含め、他国他領内を在所として、村継帰国の途次、飛地領内諸村を中継で継送られた者などに分けられる。

文化十一年の高田村助右衛門、天保四年三月の岩崎村順吉親子、五月の辻村せい親子などの事例は前者に当り、文政九年三月の肥後八代郡の武右衛門、十月の江戸菊屋竹五郎の例などは、後者の好例となる。

村継ぎ制度は、当然ながら行旅中の健常者には適用されず、旅中に頼み、自力で歩行叶わない者と、旅中の死者の関係者などからの村継帰国願いを原則に実施されるものである。

この場合も、往来手形（身元証明）を所持するいわば正規の旅行者・死者と、手形不所持の場合とでは、処置の方法が異なるのは当然である。

不所持（無往来）の場合は、法令に抵触するばかりでなく、後に事例的に見るところであるが、不所持の場合には、身分確認が不能とな

り、継送り終点の村から、該当者不在を理由に「継戻」される場合もあり、問題を更に複雑にする事例も少なくなかった。

行旅中の病煩者が、村継願いをする際、口述等に虚偽なく、又、在所方にも異存のない場合は、村継ぎは無難に完遂するが、頻発する村継ぎ事例の中には、多くの難題を惹起する場合が少なくなかった。

第2表は先に示した第一表の中から、文政八年・文政九年・天保四年の三年度分村継ぎ事例の内、橋津組内諸村を村継ぎされる経緯の明らかな分を一覧したものである。

表中、多くの場合、病煩者が村継を経て、無事在所に帰着したものと考えられるが、天保四年二月の国東郡長洲村善五郎の場合は、筑前国鞍手郡延村を継立ち、高田組犬田村を経て、橋津組辻村、山村・岩崎村・和木村から高森村と継送られ、長洲村に帰村したが、村方から「当村の者に非ず」と入村を拒否され、再び高森・和木・岩崎・山・辻村と逆送し、犬田村に返されている。

同年八月の事例は、速見郡石松村のまっが、信濃善光寺参詣途次、安芸国豊田郡田之浦村にて病死、死体は当地に仮埋、荷物だけが、村継ぎによって帰村した例である。

以下、第一表に示した村継ぎ事例の内から、その経緯において、若干の問題を醸した事例について取り上げて見る。

(イ)

国東郡高田村の助右衛門は、文化十一年六月、居村旦那寺正福寺の往来手形を請け、諸国巡礼に出た。三年後の十四年十二月、美作国英田郡榎原下村で発病、村方で加療されていたが、体力が若干回復した翌年正月、村継帰村を願い出、継送りで二月三日、高田村に帰着した。村庄屋吉原運平が、助右衛門を取り調べた結果、彼は同郡橋津組岩崎村から高田村助七方へ養子に入った人柄であったが、病弱の故を持って離縁、高田村を除帳されていることが判明した。そこで高田庄屋は、

年月日

文政八年四月 五日

九年正月廿四日

同 三月廿五日

同 六月廿九日

同 九月廿七日

同 同

天保四年二月 二日

在所 氏名

筑前博多祇園町 庄助

御領荒木村 甚右衛門

肥前長崎福濟寺弟子智靜

福岡領三毛原村 瀧藏

中津領敷田村 嘉平

筑後柳川大井町 周藏

国東郡長洲村 善五郎

同 六月十一日

同 八月 八日

同 同十五日

同 十月十九日

同十一月 三日

国東郡木部村 幸助

速見郡石松村 まつ

橋津組庄屋寄合 江戸麴町 菊屋竹五郎

国東郡股見村 周助

継送内 容

九州神社順拜途次、杵築領石丸村にて罹病、同村送出三日、高田組大田村・辻村

・山村・岩崎村・和木村より長洲組高森村へ、近郷へ袖乞、高田組草地村にて罹病、一九日同村継立、同組大田村・辻村・山村

・岩崎・和木村・高森村継送り、回國途次、杵築領石丸村にて眼病、同村送出、大田村より昨夜辻村へ、岩崎

・和木より高森村へ継送、諸国順拜途次、高田組岩屋村にて罹病、同村継立、大田村・辻・山・岩崎

・和木村より高森村へ継送、剃髮袖乞途次、国東郡延岡領庄屋村にて罹病、同村継立、二三日、大田村より辻

村へ、山・岩崎・村より高森村へ継送、国東郡御料岩戸寺村にて罹病、同村継立、二四日、大田村より辻村へ、岩崎・山

・橋津村、二五日、神領宇佐村へ継送、筑前国に日雇い稼ぎ中罹病、鞍手郡延村より継立、去る二一日、大田村・辻・山

・岩崎・和木村より高森村へ、長洲村の者にあらず、高森・和木・岩崎・山・辻村と継送、大田村へ、

西国巡礼途次、安芸佐伯郡大野村にて罹病、同所継立、九日、神領宇佐村より橋津村へ送來、岩崎・辻・大田村に継送、

信濃善光寺參詣途次、安芸豊田郡田之浦村にて病死、死体仮埋め、荷物継送、神領宇佐村・橋津・岩崎・山・辻・大田村へ継送、

村継順路の確認、七月、四国巡拜途次、去一六日、江熊村にて鉢開中罹病、二十日、継送、麴町濟法寺寺往來所持、

諸国神社參拜、筑前粕屋郡尾仲村にて罹病、同所継立、去二九日、神領宇佐村より橋津村へ送來、岩崎・山・辻・大田村へ継送

同村で引請ける道理のないものと判断、二月十日、その旨の送り状を認め、助右衛門の身柄ともども、岩崎村に村継ぎで送った。これを受

けた岩崎村庄屋は、村民に内々諮ったところ、村方の意見は、御村(高田村) 助七養子へ差遣し、病身ニ付御村の仕立、日本廻

国ニ罷出候、尤、旦那寺正福寺往來を以、罷出候義ニ付、当方ニ引請候理無之候、寺往來之文面之通無紛候ハハ、御村へ御引請可被

成候(下略)、

ということ、助右衛門の引請を拒否され継戻された。この事情から、帰国後の所在が不鮮明になった。

二月十五日、橋津組大庄屋手代慎平は、高田に出張、助右衛門に接見し、口書を取った。助右衛門の申口は次の如くであった。

一、私元当村曾右衛門媒にて、高田村助七方へ養子ニ參候内、病身者ニ罷成候処、其後曾右衛門方へ加勢ニ參候内、曾右衛門殿々、

第2表、「村継ぎ」の具体例

其方病身之身分二候へハ、離縁可致段挨拶二付、宿元へ引取居申候内、又候人ヲ中ニ入、高田廻リ罷出候様取扱呉候ニ付、養父助七方へ罷帰リ候へ共、病身ニ有之心願成就之為、日本廻国へ罷出度熟談之上、旦那寺之往来貫ひ受、国本出立仕候、

一、国元出立之砌も、養父母之世話、尚又祖父——并助七世話にて出立候得ハ、私高田之者ニ紛無御座候、

右、助右衛門の申口の内容によって、養子縁組・離縁・再縁・廻国出立の経緯がほぼ明らかになる。そして助右衛門の意思としては、自分が高田村の者である事を強調している。

この事件が、その後どの様に決着するのにかについては、史料的に明らかではない。村継の最終段階における確執事件である。

(口)

天保四年三月十二日暮六ツ時分、宇佐郡岩崎村の順吉倅松五郎(八才)が、周防福川町(現小郡町)から継送りによって居村に送り返されて来た。

前年十一月下旬、順吉は旦那寺洞昌寺の往来手形を請い、女房・松五郎を連れて諸国社寺巡拝に出かけの帰途、播州明石で女房が病死、父子は更に西下して、三月五日、周防遠石に到着、ここで順吉が持病の癩氣を発病。所在の役所の世話で療育を受けたものの、一向快氣しないため、国元への宿継送返しを願い出、翌六日、乗籠で継立、福川町を経て隣村に継送られる途中、癩氣が重んじて死去。隣村では、病死者の故をもって請取らない為、福川町へ逆送りされた。福川町では、検分の上、禅宗真福寺に取置、町内三本松に仮埋葬。倅松五郎が幼少であるため、翌七日、竹屋文助を道中附添として村継ぎ、岩崎村に送り返して来た。

橋津組大庄屋元で、事の経緯を取り調べた結果、松五郎とともに継ぎ送られた書類のうち、順吉に与えられていた寺往来手形に不備が発

見された。すなわちその手形は、正規の形式を持たず、更に旦那寺洞昌寺の字が、東洞寺となり、大庄屋は、洞昌寺に対して、その理由を糺明、これに対して寺側は、往来手形は、順吉の要請によって無届で勝手に判り易く書き認め与えたこと、寺名洞昌寺を東昌寺と誤記したことについては、当時、大病中でつい誤記してしまったと陳述、役所に詫状を入れた。等閑な寺請證文が問題になったのである。

一方、豊前側では、遠石及び福川町における順吉・松五郎への配慮に謝するため、岩崎村庄屋長之助の名を以って、福川町町年寄福田吉治郎・同政右衛門・町目代福田伴藏宛の丁寧な礼状を認め、礼金を添えて、岩崎村組頭慶助・順吉の好身の清治郎の二人を福川町に発遣した。

因みに、礼金は、福川町真福寺に金百疋、順吉の世話になった宿方へ同百疋、松五郎に附添った指添人に同二朱、遠石町宿へ銀二匁、同町医師へ同一匁であった。

福川町に差し向けられた慶助らは、同十六日福川着、関係者らへ礼廻りに対して、酒肴をもって過分の接待を受け、翌日遠石町に礼参、帰途、順吉埋葬地の三本松と真福寺に仏参、福川町町年寄福田氏、遠石町目代明石卯兵衛らの礼状を携えて、同月二十日に帰村、順吉親子の継送り一件は、ここに落着した。

(ハ)

天保四年五月十一日夜、宇佐郡橋津村のしう(十才)が、周防吉敷郡嘉川村から、唯一人、宿村継送りによって帰村し、父吉郎治に引き渡された。

しうは、吉郎治の娘であり、母せい及び同村広吉後家すみ、その娘たつ・よしらと正月十五日、伊勢参宮・京都本願寺参詣のため宿元を抜立った。往路、小郡で広吉後家すみ親子らと行きはぐれ、せい・しう親子二人で伊勢・本願寺詣を終えて帰路、せいは今市で罹病、手当

てを受け、防州嘉川村まで来ていよいよ歩行困難となり、村方の手当ての甲斐もなく、五月四日に死去した。死骸は、村役人検分の上で、当地に仮埋め、翌五日、娘しうは願によって、宿村継ぎ帰国となったものであった。在所辻村では、継送られた書類を取り調べ、経緯を了解、月末に組頭及びせい親類の者を嘉川に遣し、礼状及び礼金を携えさせた。

一方、往路に小郡で行きはぐれたすえ親子は、心願の参拜を終えて、六月六日に帰国した。

代官所では、先に継送りされたしうを含め、すみ・よし・たつを取調べた結果、無往来他出の由をもって、すみ・しうの二人は手錠入、よし・たつ兩人は、幼少につき無咎、村役人を、監督不行届の故をもって「呵」に処し、この件は落着した。

(二)

天保九年十二月十二日、日向国赤井郡由村出身と自称する藤助(三十七才)が、行旅の途次発病し、豊前小倉領築上郡東八田村を継立、村継ぎで宇佐神領を経て、島原藩豊州領橋津村に継ぎ送られ、更に岩崎村に送られた。

岩崎村では、種々加療したものの効用なく、同日九ツ時に死去した。組大庄屋橋津左源太は、実況を検分のうえ、高田役所に届出るとともに、村方に仮埋葬を命じ、使者(飛脚)を以って、藤助在所の日向国赤井郡由村に、この旨を申し送った。

翌年正月十三日、由村に遣した使者は、前月十八日付の日向国那河郡吉村庄屋、仁田脇惣右衛門の、以下内容の書状を持ち帰った。

(上略) 此節病氣之者御座候ニ付、飛脚御差立之趣ニ御座候得共、
当村之儀ハ、那河郡吉村ニて御座候処、赤井郡由村と御座候ニ付、
開封難仕、思召之程如何と奉存候得共、其儘御書面御返し申上候、

併、御夫人之口が口上ニて、荒方相分り候間、村方取調候処、当村が他出致居候もの無御座候、右之趣申上度乱筆を以、如此御座候(岩崎村庄屋宛)、

後続する岩崎村庄屋都留長之助の書状によると、日向を訪れた使者は、近隣に赤井郡由村は所在せず、那河郡内に同名の村の所在することを知り、当村を訪れた訳だが、由(吉)村庄屋の返書の要旨は、「宛名違い故、開封しないが、使者の口上によって要件の内容は了解した。しかし、本村には、藤助に該当する他出者はない」との事であった。岩崎村庄屋からこの旨の報告を受けた橋津組大庄屋は、この旨を高田代官所に報告、代官所は、事の経緯を糺すべく由村庄屋の書状を添えて、藤助所持の書類一切ともども、継立三元の小倉領東八田村に「順道継送」する様に沙汰した。

その折、岩崎村庄屋長之助が、東八田村庄屋市助に宛てた書状には、橋津送り迄の経緯に続けて、

(上略) 元来、継送書類之内、往来切手も無之、勿論御支配役場^江御伺有之、御差図之上、継送方御取計之御書面ニハ候得共、前断之通間違有之、取計方及迷惑候、無往来者ニ候ハハ、継送御取計も有之間敷哉ニ御座候哉、継送御取計之趣意、委細被仰聞度(下略)、

と見えている。役筋の指示とは言え、往来手形を所持しない者を継ぎ送られて甚だ迷惑していると言うものである。

二月二十七日、二月十日付の東八田村庄屋市助の如き返答の書状が届いた。

(上略) 同人(藤助)当地新田原と申所ニて、病氣相悩居候ニ付、
村方ニ連帰り、医療等差加滞在中、身元相調べ候得共、難船遭命
助り候のみ、往来証文等も不致所持段、同人願書ニ申出候通之次第
御座候、此段御承知可被下候、病人願出ニ任せ、役筋^江相伺指
図之上送出申候(下略)、

それによると、藤助は、新田原で発病中を保護されたが、彼の口上によると、本来船乗りであり、破船によって往来手形を紛失した者であり、本人の村継ぎ帰国願いに基いて継立てたものだという。

市助の継立経緯事情説明は、二月二十七日岩崎村に伝達され、大庄屋を経て代官所へ報告された。

代官所では、事態を了承し、法に照らして岩崎村の往還添いに、六ヶ月の期限を限って建札を建てさせ、藤助の身元について公開したが、来尋者はなかった。因みにその内容は次の如くであった。

賞

一、日向国赤井郡由村藤助と申者之由にて、小倉御領東八田村にて病氣差発、同所より去戌十二月中送り立候処、当村にて病氣相重り、療養差加候得共、養生不相叶相果候^ニ付、生国居村^五掛合遣候処、日向国^五右躰之郡村名無之^ニ付、尚又、右東八田村^五掛合候得共、所生国不相知者^ニ付、当村内墓所^五埋置候、心当り之者有之候ハハ、当村庄屋方^五可申出もの也、

(ホ)

文政九年三月、豊州領橋津組金丸村勝助方で、止宿病氣療養中の肥後八代郡溜山手永松隅村枝郷神ノ角村仁蔵(二十三才)が死去した。

この仁蔵は、同村武右衛門・娘、茂助・伴、利吉・妹、仁蔵・女房ら八人の同行が、近国大社・出雲大社参詣のため、正月に在所を出立、二月十八日、宇佐社参拝の存念で勝助方に止宿中に、仁蔵が痘瘡を発病、加療の結果、快気するかに見えたが結局死去。加療中、従弟の利吉のみが看病のため残り、他は三月一日、一足先に帰国した。

彼らは、口頭では、熊本一向宗善正寺の且家であると主張したが、無往来であったため、仁蔵死後、金丸村では利吉に対して、「国元居村役人衆^五、村内人柄^ニ相違無御座候ハハ、死骸^并所持之品受取差越候様」掛合いたい旨を申し渡すと、利吉は強いてこれを遠慮し、帰国後、

自発的に役所に届出て処理するので、内密に処理して欲しい旨を嘆願した。金丸村では、路用を心配し、わらじ銭として十匁を与え、立石領までは乗馬を貸与することを約し、三月六日には、土居(組合)内で米を持ち寄り、心ばかりの法事を営み、衣服を洗濯してやったりして、利吉を送り出した。和吉は、村方から申し出のあった乗馬を断り、帰国した。彼らが果たして肥後の者であったかは定かではない。

以上、五件の事例は、公認された「村継」という仕法が、多くの場合、比較的スムーズに事態を解決しながらも、反面、何らかの点において問題を惹起する面を持っていたことを知らしめるものである。

多くの場合、「継立」つまり、送り出す側と受入側とは、後者の場合に問題が多く、中継的な村で、困惑を来す場合が少なくないことが知られる。

四 村継ぎをめぐる問題点

これまで、近世後期における「村継ぎ」に関わる若干の史料を列記し、事例別に解説を加えて来た。

対象となった史料は、特例を除けば、年代的には文政八・九年、天保四年に限られ、執務の当事者は、島原藩豊州領の橋津組大庄屋組内小庄屋にほぼ限定される。

しかし、この限られた時代・地域という舞台上で出演者となる「村継者」の系譜が、如何に広域に及ぶことか。

継送り者の在所(生国)は、遠くは江戸に及び、他に藩の領域を越えて筑前・筑後・肥前・肥後・日向に展開し、また、豊州領と近辺を在所とする村継ぎで帰国した者の出向地は、京都・伊勢・出雲・讃岐をはじめ、九州各地に及び、これら限られた史料の上からだけでも、近世末期における人的「流通」拡大の実況を察知することができる。^⑩

近世期、幕府の全国支配体制主要施策としての参勤交代制度は根本的には大名統制政策にあったが、結果として経済流通圏の全国的拡大

という現象を惹起した。

交通施策としての五街道を主とする駅制の整備、金銀錢三貨の発行も、その主眼は、全国統治手段にあったが、これらも、結果的に全国的流通の拡大現象を将来させた。

幕藩体制という縦割り型の支配機構の内において、本来、藩は「自領」・「他領」の区別が鮮明であるべきであった。

その区別は、経済的流通をはじめ、婚姻にまで及び、婚姻に限って見ても、橋津組大庄屋日記の各年次分には、十月に「他領縁組願」に関わる記事が必記されている。これは、一年間の他領との婚姻による出入りを調査したものであり、他領間同志の婚姻にまで、藩に届け出認可を必要とすることに拠っている。

幕藩体制は、藩域を越える機能には、厳しい規制が加えられる原則を持ち、それは幕府や藩の然るべき機構の部署で管轄された。

村継ぎにおける各事態の処理を見ると、行倒者の死体の処理には、役所役人の見分立合が行なわれ、継立の場合には、場合によっては、役人の指示が見られるものの、多くの場合は、大庄屋・村庄屋の判断に事態処理が任せられている。

又、行旅の許認可は、書式に依拠した寺往来をもって可とされたらしい。

村継ぎに関わる他領他村間の連絡の場合も、多くの場合、村庄屋と村庄屋との間で決裁され、これに藩機構の郡奉行が直接的に関与することなく、「届出」で事が決着されている点に興味が抱かれる。

勿論、近世期の村継ぎの制度は、閉鎖的な村・組・藩という枠から生ずる弊害から、行旅者の便宜を図ることにあったのであり、それは、幕令によって法的に保障される制度ではあった。

それにしても、然るべき藩機構を通ずることなく、他領他村の村庄屋段階で処理が可能という多くの事例を考える時、この行旅問題に限ったものとしても、「然らば藩とは何か」という疑問に直面せざるを得

ない。

この外、「村継」に関わる入用経費の問題、在所帰村者・関係役人への処罰や責任問題、行倒者の死体の移送禁止の問題などに、未だ多くの疑問点が所在する。

本稿では、そうした点にまで問題を展開できなかったが、村継ぎの事例をとり上げ、問題提起としたい。

注

- ①、『御触書寛保集成』一二八七号、
- ②、『御触書寛保集成』一二八八号、
- ③、新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』他、
- ④、『御触書天明集成』二四三三三号、
- ⑤、丸山雍成『日本近世交通史の研究』他、
- ⑥、『橋津家文書』橋津守英氏所蔵、別府大学付属博物館より翻刻刊行、
- ⑦、同、『橋津組大庄屋日記』(二)、別府大学付属博物館より翻刻刊行、
- ⑧、同、『封事太宗』、別府大学付属博物館より翻刻刊行、
- ⑨、『大分県史料』第十七巻所収、「各藩史料」内、岡藩関係史料、
- ⑩、『死 穢』を忘むことからであろう。死者の運搬、移動は法的にも禁止され、その地に「仮埋葬」されるのが通例であった。
- ⑪、近世期における社寺参詣の実態については先記新城常三氏の大著「新稿社寺参詣の社会経済史的研究」を参照、
- ⑫、二豊のこの種に係わる研究としては、『大分県史・近世IV』所収「文化篇第二章」がある。

尚、本小稿は、平成四年秋季の九州大学九州文化史研究施設研究会で口頭発表したものに補正を加えたものである。